

# 感染症 提出一覧表

## 登園許可書

○ 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	症状が出る1日前から発疹が出た後4日後まで	解熱後3日を経過していること(解熱した日の翌日を1日目とする)
風疹	発疹が出る7日前から発疹が出た後7日くらい	発疹が消失していること
水痘 (みずぼうそう)	発疹が出る1~2日前から発疹がかさぶたになるまで	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	症状が出る3日前から耳下腺がはれた後4日後まで	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、目の充血などがみられる数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 (はやり目)	目の充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること(眼科医の許可)
急性出血性結膜炎	症状がある間(ウイルスは便から数週間~数ヶ月排泄される)	医師により感染の恐れがないと認められていること(眼科医の許可)
結核	痰から菌が出なくなるまで	医師より感染の恐れがないと認められていること
百日咳	咳が始めて2週間くらい(抗菌薬を服用しない場合、咳が始めてから3週間を経過するまで)	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による、5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症 (O-157 O-26,O-111等)	症状がある間(適切な治療を受け、便に菌が出なくなるまで)	菌が陰性と確認され、医師により感染の恐れがないと認められていること
膿膜炎菌性膿膜炎	症状がある間(適切な治療を受け、菌が出なくなるまで)	医師による感染の恐れがないと認められていること

## 登園届(保護者記入)

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ※	症状がある期間(症状が出る24時間前から症状が出た後の3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること(発症した日、解熱した日の翌日を1日目とする)
新型コロナウイルス※	発症後5日間(10日間が経過するまではウイルスの排出の可能性がある)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日経過していること※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間が経過していること
RSウイルス感染症	症状が出てから通常3~8日(乳幼児では3~4週も続くことがある)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ヘルパンギーナ	発症後数日間(便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
手足口病	発症後数日間(便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週程度	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	症状がある間と、症状消失後1週間程度 (便中には数週間ウイルスが出続ける)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
伝染性膿疱疹 (とびひ)	効果的治療開始後まで	病変部を外用薬で処置し、浸出液が染み出さないうにガーゼ等で覆ってあること
ヒトメタニューモウイルス感染症	発症後数日間(喀痰中に1~2週間程度ウイルスが出続ける)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発疹	発熱している間	解熱し、機嫌が良く全身状態が良くなつてから

※令和5年10月4日付 医療機関逼迫予防のため一時的に登園許可書→登園届へとなっている感染症

○ 医師の診断に必須ではないが、受診をおすすめする感染症

(注)医療機関への受診をせず、登園届を提出する際は、医療機関欄を空欄にしてご提出ください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
頭ジラミ	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は10~14日間	駆除開始後